



長野県報

6月17日(木)
平成22年
(2010年)
第2174号

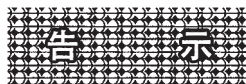
目次

告示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康長寿課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課).....	2
解除予定保安林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	4
建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可(建築指導課).....	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課).....	4
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出(会計課).....	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	5
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会).....	5

公告

平成23年度長野県看護大学編入学生の募集(医療推進課).....	5
一般競争入札(生活排水課).....	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課).....	7
一般競争入札(森林づくり推進課野生鳥獣対策室).....	8
一般競争入札(道路管理課).....	9



長野県告示第353号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成22年6月17日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
医療法人聖和会 旭町医院	須坂市大字須坂183	平成22年6月1日
コスモファーマ川中島薬局	長野市川中島町原権現沖553	平成22年5月1日
寺島薬局上田しおだ野店	上田市神畑字貝戸田500	平成22年6月1日

健康長寿課

長野県告示第354号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字新野2の166
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第355号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡南木曾町読書3716の48（次の図に示す部分に限る。）、3716の49、3716の50・3716の54（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3716の55、3716の56
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第356号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡根羽村1553の1、1553の2、4918の180、4918の199、4918の200
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第357号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡根羽村3014の75、3015の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
根羽村3014の75（次の図に示す部分に限る。）、3015の6
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第358号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月17日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡根羽村3014の8
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第359号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月17日

長野県知事 村 井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市桐林773の6、773の7、775の2、797の14
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第360号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月17日

長野県知事 村 井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
中野市大字穴田字日向3697の3・3697の4・3750の5・3751の2・3751の12（以上5筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第361号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月17日

長野県知事 村 井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村葛島1879の9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第362号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年6月17日

長野県知事 村 井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
独活沢、細入沢、荒古沢、嘉兒加川、樋窪ノ沢、上堰沢、牡丹沢、中新田沢、小軽井沢、油沢川、狐沢、権現沢1、権現沢2、三念沢、兎見沢、川崎川、山ノ神南沢及び入川
- 2 指定の区域
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第363号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年6月17日

長野県知事 村 井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
独活沢、樋窪ノ沢、上堰沢、牡丹沢、中新田沢、小軽井沢、狐沢、権現沢1、権現沢2、兎見沢及び山ノ神南沢
- 2 指定の区域
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第364号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年6月17日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

和手1、和手2、日影1、谷1、谷2、大屋敷1、日影2、大屋敷2、東込田、城山1、城山2、寺山1、寺山2、小日向山1、小日向、小日向山2、二つ石、小軽井、立ヶ花1、立ヶ花2、向原1、向原2、向原3、浅野1、浅野2、小瀬、上田中、伊豆毛、豊野1、豊野2、豊野3、西ノ窪、神宮寺、南郷1、南郷2、南郷3及び南郷4

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年6月17日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

和手1、和手2、日影1、谷2、大屋敷1、大屋敷2、城山1、寺山1、寺山2、小日向山1、小日向、小日向山2、立ヶ花1、立ヶ花2、向原1、向原2、向原3、浅野1、浅野2、小瀬、豊野1、豊野2、豊野3、西ノ窪、神宮寺、南郷1、南郷2、南郷3及び南郷4

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第366号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加を次のとおり認可しました。

平成22年6月17日

長野県知事 村井 仁

1 指定確認検査機関の名称及び住所

一般財団法人長野県建築住宅センター

長野市篠ノ井御幣川306番地1

2 業務区域の増加の範囲

長野市信州新町及び中条並びに松本市波田の全域

3 確認検査の業務を行う事務所の所在地

長野市緑町1605番地14(長野市信州新町及び中条の全域に係る確認検査の業務)

松本市大字島立988番地1(松本市波田の全域に係る確認検査の業務)

4 業務区域を増加する年月日

平成22年6月17日

建築指導課

長野県告示第367号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成22年6月11日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成22年6月17日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
サークルK 松本合庁前店 永富 順子	松本市大字島立字北原1057-7	松本市大字島立字北原1057-7 サークルK松本合庁前店

会計課

長野県告示第368号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成22年6月7日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成22年6月17日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	諏訪交通安全協会	諏訪市湖岸通り1丁目13番32号	諏訪市湖岸通り1丁目13番32号
旧		諏訪市大字四賀381-4	諏訪市大字四賀381-4

会計課

長野県告示第369号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成22年6月10日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成22年6月17日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
泉石油 株式会社	松本市大字島立301番地2	松本市大字島立301番地2 ローソン松本島立店

会計課

選告示第22号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

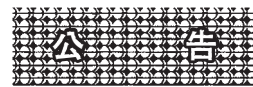
平成22年6月17日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

別表中	35,255	を	35,232	に改める。
	360,458		360,267	
	7,574		7,552	
	22,850		22,823	
	17,748		17,703	
	8,957		8,933	
	6,676		6,668	
	9,108		9,101	
	7,192		7,164	
	104,439		104,415	
	64,502		64,521	
	46,625		46,613	
	20,714		20,671	
	28,542		28,536	
	13,869		13,853	
	19,582		19,553	
	11,870		11,883	
	18,942		18,927	
	9,092		9,088	
	19,331		19,316	
8,417	8,396			
7,411	7,383			

21,513	21,478
18,131	18,119
38,184	38,184
21,536	21,529
8,394	8,398
26,392	26,401

選挙管理委員会



公告

平成23年度長野県看護大学編入学生を次のとおり募集します。

平成22年6月17日

長野県知事 村井 仁

- 募集人員

募集人員は、3年次編入学10人とします。
- 試験による選考
 - 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者（平成23年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

 - 短期大学（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の学校に限ります。）を卒業した者
 - 専修学校（保健師助産師看護師法第21条第2号の看護師養成所に限ります。）の専門課程を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者に限りません。）
 - 出願手続
 - 提出書類
 - (7) 入学願書（本学所定の用紙によります。）
 - (4) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）1枚をはってください。）
 - (7) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙によります。）
 - (エ) 学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書
 - 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、株式会社ゆうちょ銀行の普通為替により納付してください。この場合において、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局が振り出した普通為替証書（平成22年8月以降の振り出しに限りません。）は何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。
 - 出願方法

郵送（書留郵便）又は持参としてください。
 - 入学願書受付期間